

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）
による修学支援の対象機関となる大学等（確認大学等）に係る
確認の取消しについて

令和 8 年 8 月 7 日現在

以下の大学等について、確認大学等に係る確認を取り消す。
この取消しの効力発生日は、令和 9 年 3 月 3 1 日とする。

（私立専門学校）

確認大学等の名称	確認大学等の所在地	設置者の名称	設置者の主たる事務所の所在地	根拠規定
阪奈中央リハビリテーション専門学校	四條畷市田原台6-4-43	学校法人栗岡学園	四條畷市田原台6-1-1	修学支援法第13条第 1 項第一号
大阪社体スポーツ専門学校	大阪市天王寺区大道1-12-6	学校法人山椿学園	大阪市中央区南新町1-2-4 椿本ビル	修学支援法第13条第 1 項第一号

※なお、本確認の取消しの際、高等教育の修学支援新制度の対象者として認定されたものが在学しているときは、当該者については、確認の取消しの後においても新制度の支援を受けることができる。
（大学等における修学の支援に関する法律第14条、独立行政法人日本学生支援機構法第17条の 2 第 1 項）